

美里町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)
美里町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年美里町条例第129号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の美里町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。